

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の 水域類型の指定の見直し（案）

高度経済成長に伴う水質汚濁に対応するため、昭和45年に水質汚濁に係るBOD・COD等の環境基準が設定され、同年から昭和51年にかけて、県内の河川・海域に環境基準の水域類型の指定が行われた。

以降、水質の常時監視を続けるとともに、各種の排水対策を積極的に推進しているところであるが、平成25年度の河川の環境基準の達成状況は63%であり、今後とも家庭や事業場からの排水対策が重要な課題となっている。

一方で、環境基準を満たしている河川においては、指定された類型より上位の基準を満たしている場合も見受けられることから、平成24年度香川県環境審議会生活環境部会で、水質の改善状況を反映した類型指定の見直しの考え方を関係資料1のとおり整理した。

今年度も関係資料1の考え方にに基づき見直しを検討した結果、該当する河川があるため、別表のとおり見直すものとする。

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

改正後			改正前		
水 域	該当類型	達成期間	水 域	該当類型	達成期間
相引川（全域）	D	<u>イ</u>	相引川（全域）	D	<u>ロ</u>

水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の考え方

1. 環境基準について

(1) 類型とは

水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準がある。前者については全公共用水域一律に定められているが、後者については各公共用水域ごとに利水目的に応じた類型を指定することにより基準が適用される。

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L以上	—

(2) 達成期間とは

類型指定する際は、目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定する。

達成期間		設定条件
イ	直ちに達成。	通常。
ロ	5年以内で可及的速やかに達成。	著しい水質汚濁が生じている水域。
ハ	5年を超える期間で可及的速やかに達成。	極めて著しい水質汚濁が生じており、5年以内の達成が困難な水域。暫定的な改善目標値（暫定目標）を適宜設定する。

(3) 類型指定について

環境基本法第16条第2項の規定により、類型指定は2以上の都道府県の区域にわたる水域については環境大臣が、それ以外の水域については都道府県知事が行う。

香川県の場合、備讃瀬戸、燧灘東部は環境大臣が指定し、東讃海域、県内全河川は香川県知事が指定する。

2. 見直しの考え方

(1) 類型の見直し

国における見直しにあたっての考え方は下記のとおりとされている。

平成 10 年 2 月 17 日環水管第 52 号・環水規第 40 号

- ① 現状及び将来の河川の利用目的と整合していない河川について適切な利用目的に応じた類型に見直しを行う。
- ② 現状の水質が上位類型を達成している河川について水質維持の考え方により見直しを行う。（「水域類型は、当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮する」との観点からの見直し）

②に従って、見直しを検討する水域について、次の見解が示されている。

平成 19 年 9 月 5 日中央環境審議会陸域環境基準専門委員会 資料 5 から作成

1) 見直しを検討する水域

上位類型の基準を満足している水域

2) 見直しの考え方

上位類型の基準を満足していることの判断は以下のとおりとする。

- ①原則として 5 年間以上安定して上位類型の基準を満足している B 類型以下の水域。
- ②原則として 10 年以上安定して AA 類型を満足している A 類型の水域。
- ③水域類型の見直しにあたっては、BOD の測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるものとする。

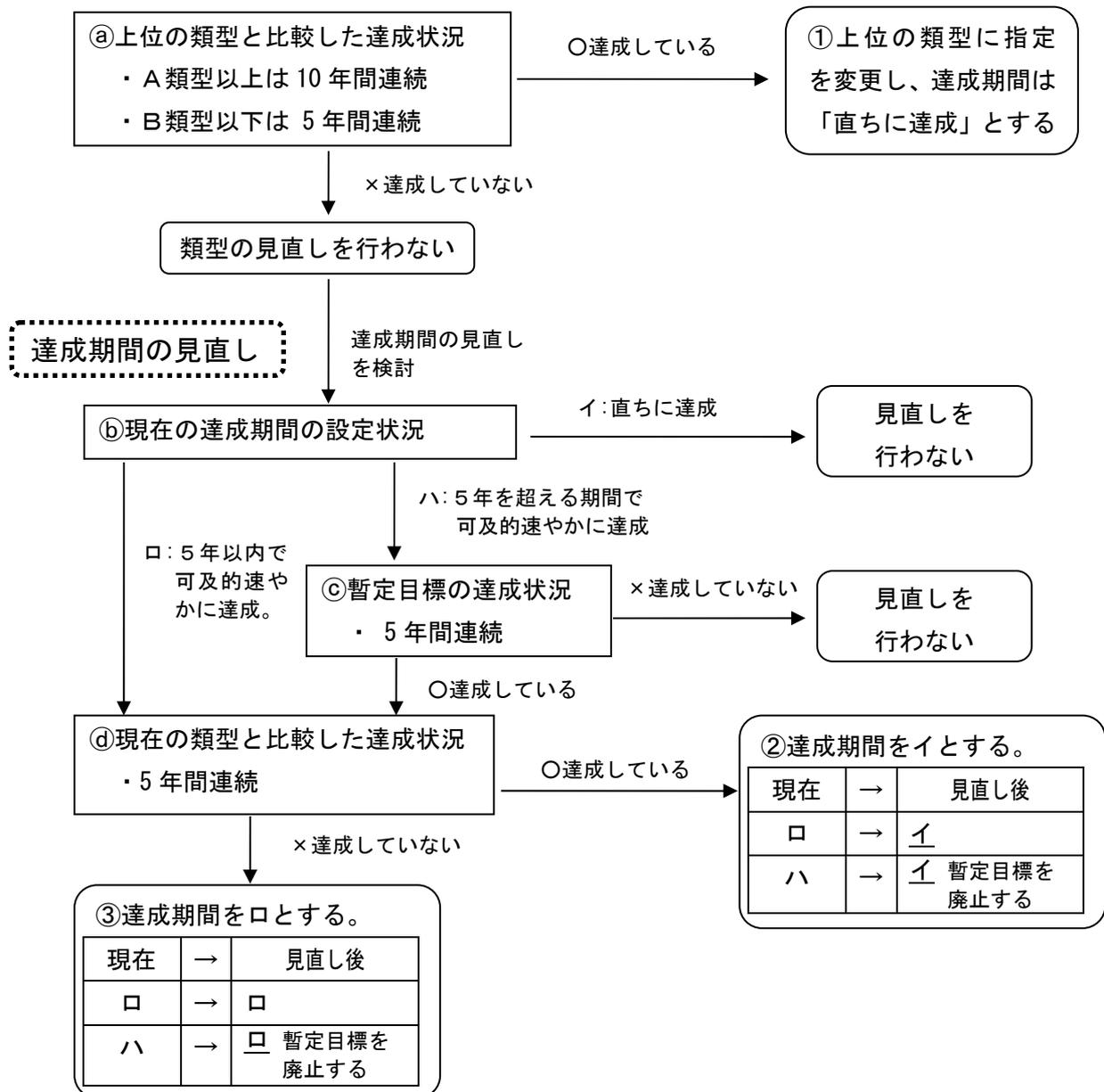
(2) 達成期間の見直し

水域類型に係る環境基準の達成期間は適宜見直すこととされている（環境庁告示第 59 号）が、見直しの頻度については特に示されていない。

暫定目標を定め、達成期間にハが設定されている水域のうち、暫定目標を達成できる水域がある場合には、極めて著しい水質汚濁が生じている水域とはいえないため、達成期間をイ又はロに変更を検討する必要がある。達成期間がロに設定されている水域のうち、例えば、過去 5 年間達成しているなど、直ちに達成できる水域については、達成期間をイに見直すことを検討する。

3. 本県における類型指定見直しの基本的な考え方

類型の見直し



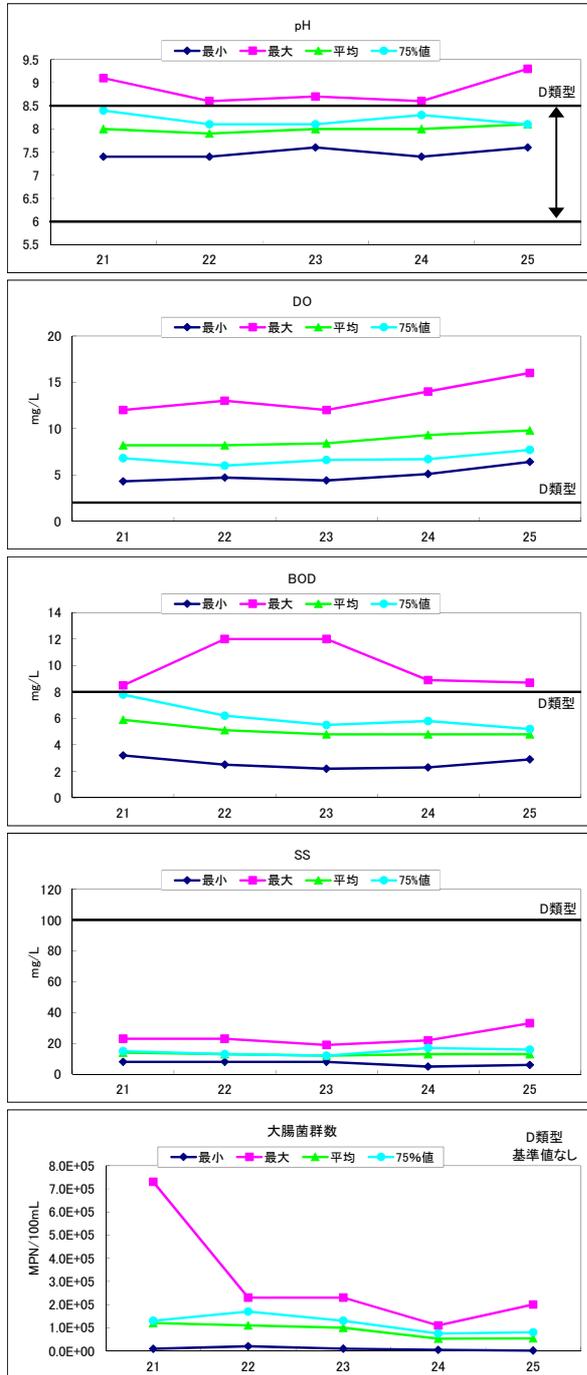
(注) 達成の判断は全項目 (pH, DO, BOD, SS, 大腸菌群数) の 75%水質値と基準値の比較で行う。

75%水質値 : 年間の日間平均値の全データを水質のよいものから順に並べ 0.75 × n 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって 75%水質値とする。

見直し検討水域の水質測定結果

相引川は、高松市屋島西町に源を発し、高松市で瀬戸内海に注ぐ、幹線流路延長 5,010m、流域面積 11.6km²の二級河川である。昭和 49 年に D 類型に指定した。

○相引川の水質の状況



年度	pH				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
21	7.4	9.1	8.0	8.4	2/12
22	7.4	8.6	7.9	8.1	1/12
23	7.6	8.7	8.0	8.1	1/12
24	7.4	8.6	8.0	8.3	2/12
25	7.6	9.3	8.1	8.1	2/12

年度	DO (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
21	4.3	12	8.2	6.8	0/12
22	4.7	13	8.2	6.0	0/12
23	4.4	12	8.4	6.6	0/12
24	5.1	14	9.3	6.7	0/12
25	6.4	16	9.8	7.7	0/12

年度	BOD (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
21	3.2	8.5	5.9	7.8	3/12
22	2.5	12	5.1	6.2	2/12
23	2.2	12	4.8	5.5	2/12
24	2.3	8.9	4.8	5.8	2/12
25	2.9	8.7	4.8	5.2	2/12

年度	SS (mg/L)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
21	8	23	14	15	0/12
22	8	23	13	13	0/12
23	8	19	12	12	0/12
24	5	22	13	17	0/12
25	6	33	13	16	0/12

年度	大腸菌群数 (MPN/100mL)				
	最小	最大	平均	75%値	m/n
21	9.0E+03	7.3E+05	1.2E+05	1.3E+05	-/12
22	2.0E+04	2.3E+05	1.1E+05	1.7E+05	-/12
23	9.3E+03	2.3E+05	1.0E+05	1.3E+05	-/12
24	4.6E+03	1.1E+05	5.3E+04	7.5E+04	-/12
25	9.0E+02	2.0E+05	5.4E+04	8.0E+04	-/12

m:環境基準に適合しない日数、n:総測定日数

○全項目 (pH, DO, BOD, SS, 大腸菌群数)

現在の D 類型の環境基準を連続して達成^{*}している。

^{*}pH, DO, SS, 大腸菌群数については、本県では BOD の評価方法に準じ、75%値が環境基準を満足している場合に達成とみなす。

○見直し案

類型は据え置きとし、達成期間のみ「イ:直ちに達成」に変更する。

現在		見直し案	
類型	達成期間	類型	達成期間
D	ロ	D	イ